

令和2年10月19日

鹿児島プロモーション事業（メディアプロモーション）

企画コンペティションに係る質問事項について

No.	質問	回答
1	仕様書に実施期間 令和2年11月～令和3年1月17日と記載されておりますが理由を教えてください。また1月17日まで必須条件でしょうか？ 年度内3月末まででないのは何故でしょうか？	県が実施している「ディスカバー鹿児島キャンペーン」の県外向け誘客事業が令和3年1月末までの期間となっており、令和3年1月17日までに情報発信がおこなわれている必要があるためです。
2	仕様書「8 著作権・特許権（1）すべての著作権（財産権）を委託者に無償で譲渡する事」は必須条件でしょうか？	仕様書「8 著作権・特許権（7）」に記載している取り扱いといたします。 著作権（財産権）を無償で譲渡できない成果物については、その旨を企画提案に明記してください。
3	仕様書「8 著作権・特許権（3）使用する文章・写真・図版等は・・・第三者への可能なもののみを使用する」は必須条件でしょうか？	仕様書「8 著作権・特許権（7）」に記載している取り扱いといたします。 「仕様書8 著作権・特許権（3）」を満たすことができない作成物については、その旨を企画提案に明記してください。
4	仕様書「8 著作権・特許権（5）委託者が自由に二次使用できるものとする」は必須条件でしょうか？	仕様書「8 著作権・特許権（7）」に記載している取り扱いといたします。 二次使用の制限がある成果物については、その旨を企画提案に明記してください。
5	上記No.2～4について、TV局・出版社（全国雑誌等）の取材・制作の場合は著作権・二次使用は大変ハードルが高	仕様書「8 著作権・特許権（7）」に記載している取り扱いといたします。

	<p>い事はご存知かと思いますが、この場合でも著作権・二次使用の条件をクリアするメディア提案を望まれますか？TV番組・全国誌の取材・制作の場合はこの限りでないか？ご見解をお願い致します。</p>	<p>著作権・二次使用の制限があるものについては、その旨を企画提案に明記してください。</p>
6	<p>今回のコミュニケーションターゲットは、首都圏在住の健康志向が高い女性かと存じますが、その中でも、特に注力すべき年齢層（20代をターゲットに据えたい等）はございますでしょうか。</p>	<p>年齢層は問いません。特に年齢層を絞った提案でも構いません。</p>
7	<p>鹿児島県及び九州エリアに、支社を保有していない代理店の参加申し込みは可能でしょうか</p>	<p>募集要領「3 応募に係る資格要件」に該当する事業者であれば申し込み可能です。</p>
8	<p>10月23日締め切りのプロポーザルへの参加申し込みに必要な書類は、「鹿児島プロモーション事業（メディアプロモーション）業務委託企画コンペティション参加申込書」1枚のみという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
9	<p>念のための確認なのですが、業務委託仕様書に記載のある「8. 著作権・特許権」に関して、「本業務の成果物は2次利用ができるものとする」とありますが、パブリシティで獲得した記事やTVでのO.A等は原則2次利用出来かねます。その場合に「広報・PR活動によるメディアへの露出獲得」を成果としてご提出することは問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。 仕様書「8 著作権・特許権(7)」に記載している取り扱いとし、著作権・二次使用の制限があるものについては、その旨を企画提案に明記してください。</p>
10	<p>業務委託仕様書「3. 業務委託内容(3)」に記載のある「その他本県が実施する観光キャンペーン等」について、具体的に今の段階で決まっているキャンペーン等がありますでしょうか。</p>	<p>九州地域からの誘客を行う観光キャンペーンを実施する予定です。</p>

11	<p>施策を実施するにあたり、下記 URL の「ウェルネスかごしまワーケーション」LP への流入を目的とした WEB 広告の運用は可能でしょうか。</p> <p>また、こちらの LP のキャッチコピーや掲載するコンテンツをこちらからご提案させていただくことは可能でしょうか。(https://kagoshima-wellness.net/workation/)</p>	<p>本情報発信は現在実施している又は実施予定の観光キャンペーンを絡めた情報発信としているため、LP は県観光サイト又は各種キャンペーンの公式サイトと考えております。</p>
12	<p>長期滞在や消費単価の向上に繋がったかどうかの判断基準となる数値はございますでしょうか？</p>	<p>ありません。</p>
13	<p>上記 12 の効果はどのようにして判断されますでしょうか？</p> <p>情報発信が令和 3 年 1 月 17 日までの実施ですが、どの段階での判断となりますでしょうか？</p>	<p>長期滞在や消費単価の向上が図られるような内容を盛り込んだプロモーションを行う必要がありますが、その結果を実施期間内に実測する必要はありません。</p>
14	<p>媒体はどのように考えていますか？</p> <p>また。複数メディアの組み合わせも想定していますか？</p>	<p>映像メディア、雑誌メディアなど限定はしておりませんので、複数メディアの組み合わせも含め、効果的に発信できる媒体の企画をご提案ください。</p>
15	<p>掲載する写真の提供等はいただけますか？情報発信までに要する期間が短いため、取材を無くし、取材に係る時間を省き、費用は媒体費に向けることができる。</p>	<p>県が保有している素材については、提供は可能です。県観光サイトの「フォトダウンロード」ページを参照してください。(URL: https://www.kagoshima-kankou.com/)</p>
16	<p>記事掲載に係る情報としては、感染症予防対策がとられた施設を取り上げた方が良いか。</p>	<p>県では、県内事業者（飲食店や宿泊施設）が感染症防止対策に積極的に取り組んでいただくとともに、安心して利用できる施設の「見える化」を図るため、「感染症防止対策実施宣言ステッカー」の掲出や新型コロナウイルス感染症防止コンシェルジュの配置を働きかけているところです。紹介する施設は、これらに取り組んでいるところが望ましいと考えます。</p>